

個人番号及び特定個人情報の利用目的について

当組合が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）の規定に基づく個人番号利用事務及び個人番号関係事務を実施するに当たり、組合員及び年金受給者等から収集した個人番号及び特定個人情報（以下「個人番号等」という。）の利用目的は以下のとおりです。

1 個人番号利用事務

- (1) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共法」という。)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令※で定めるもの

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」。以下同じ。

- (2) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。)による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
- (3) 地共法による年金である給付の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和 37 年法律第 153 号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
- (4) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの

2 個人番号関係事務

年金受給権者（扶養親族を含む。）に係るもの

- (1) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下「所得税法」という。）に基づき年金の支払者が行う源泉徴収票等作成・届出事務
- (2) 所得税法に基づき年金の支払者が行う公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱い事務
- (3) 所得税法に基づき退職手当等の支払者が行う退職所得の受給に関する申告書の取扱い事務
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「地方税法」という。）に基づき年金の支払者が行う公的年金等支払報告書作成・届出事務
- (5) 地方税法に基づき年金の支払者が行う特別徴収における市町村への通知事務
- (6) 相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）に基づき退職手当金等の支払者が行う退職手当金等受給者別支払調書作成・届出事務